

NTT東西に係る公正競争要件の確認結果

(活用業務関係)

平成29年5月31日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課

NTT東西の活用業務について

NTT東西の活用業務

- NTT東日本・西日本(以下「NTT東西」という。)は、「**地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内**」に限り、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術又は職員を活用した業務(以下「活用業務」という。)を営むことができる。
- **活用業務**を営むに当たっては、総務大臣への**事前届出**が必要。

活用業務ガイドライン

- NTT東西の活用業務に関し、「**地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内**」についての考え方を**明確化**するため、NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン(平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。)を策定。
- 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」については、ガイドラインに以下の7項目を示すとともに、総務省において、NTT東西が講ずることとしている措置が、**電気通信事業の公正な競争の確保のために支障を生じさせないために妥当なものであるか確認**を行っている。
 - ① ネットワークのオープン化
 - ② ネットワーク情報の開示
 - ③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
 - ④ 営業面でのファイアーウォール
 - ⑤ 不当な内部相互補助の防止
 - ⑥ 関連事業者の公平な取扱い
 - ⑦ 実施状況等の報告

NTT東西が講ずることとした措置の実施状況等の報告

- NTT東西は、毎年、ガイドラインの項目①～⑥の実施状況を総務大臣に報告し、公表することとしている(活用業務実施状況報告書)。
- 総務省は、当該報告書により、同項目①～⑥の各措置が適切に講じられているか、確認している。

- NTT東西は、電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置を活用業務の届出書に記載。総務省は、届出時点において、当該具体的な措置によって、**電気通信事業の公正な競争の確保に直ちに支障が生じないことを確認。**
- また、総務省において、活用業務実施状況報告書^{※1}及びNTT東西へのヒアリングによって、**NTT東西が講ずることとした措置の実施状況を確認した結果、不十分と認められる点は直ちに確認されなかった。**
- 更に、競争事業者からのヒアリングにおいて、**NTT東西が講ずることとした措置が明確に実施されていないとの指摘はなかった。**
- なお、ガイドラインにおいては、届出後の社会的経済的事情の変化により、届出書において講ずることとした措置のみでは公正な競争の確保のために十分でない^{※2}と認められる場合には、**所要の措置を講ずるとされているところであり、引き続き、活用業務に関する環境の変化を踏まえた上で、公正な競争を確保するために十分な措置がとられているか注視していく^{※2}。**

※1 NTT東西は、活用業務実施状況報告書をウェブサイトで公表。なお、同報告書では、NTT東西が講ずることとした措置の実施状況のほか、活用業務の収支状況や契約数等も報告されている。

※2 特に、NGNについては、「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申(平成29年3月28日情報通信審議会)において、PSTNからIP網への移行に伴い、NGNの重要性・基幹的役割が今後一層強まると考えられるとの認識のもと、NGNの接続ルールの整備等が求められており、同答申を受けた検討状況も踏まえながら、公正な競争の確保のために十分な措置がとられているか注視していく必要がある。

【ヒアリング調査の概要】

対象事業者	① NTT東西 ② 競争事業者(光回線サービスを提供している3社)
実施方法	あらかじめ確認事項を送付し、回答書面に基づきヒアリング

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>1. ネットワークのオープン化</p> <p>活用業務を営むために構築する新たなネットワーク設備又は機能について、当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されている場合においては接続ルールに従ったオープン化を行うこと。</p> <p>接続ルールでカバーされていない場合であっても、競争事業者が同様の業務を営むために当該設備又は機能が必要不可欠であると認められる場合には、接続等の迅速性、公平性を確保すること。</p> <p>県間伝送路を自ら構築するときは、競争事業者からの要望内容を踏まえ、当該設備の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。</p> <p>県間のネットワーク設備等を他の電気通信事業者から調達する場合には、接続事業者の選定を含む当該調達手続の透明性・公平性を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一定の機能(県間区間の伝送機能を含む。)の提供条件を接続約款等に規定し、公表していることを確認 • 県間伝送路の調達やインターネット接続回線の提供事業者の選定において公募を実施していることを確認 	<ul style="list-style-type: none"> • ネットワークのオープン化措置が適切に講じられているか、活用業務に関する環境の変化を踏まえた上で、引き続き注視。
<p>2. ネットワーク情報の開示</p> <p>同様の業務を営もうとする競争事業者にとって必要不可欠なハード又はソフトについて、技術的インタフェース等のネットワークに関する情報を迅速かつ合理的な価格(又は無償)で提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 接続に必要なインタフェース条件を接続約款(技術的条件集)や技術参考資料に規定し、公表していることを確認 	<ul style="list-style-type: none"> • 接続に必要なインタフェース条件など、同種の業務を営もうとする競争事業者にとって必要不可欠なネットワーク情報が適切に開示されているか、活用業務に関する環境の変化を踏まえた上で、引き続き注視。
<p>3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保</p> <p>同様の業務を営もうとする競争事業者が顧客からの申込み等に対応するために必要不可欠な情報を、NTT東西が活用業務を営む場合と同等の条件で迅速かつ合理的な価格により利用することを可能とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> • 必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者から新たな要望がなかったとしていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> • 他事業者にとって必要不可欠な情報が新たに生じていないかを含め、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性が確保されているか、活用業務に関する環境の変化を踏まえた上で、引き続き注視。

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>4. 営業面でのファイアーウォール</p> <p>競争事業者がNTT東西の活用業務と同様の業務を営もうとする際に、NTT東西が、独占的業務を通じて獲得した顧客情報や、接続の業務に関して知り得た情報を用いて、競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことがないよう、営業面でのファイアーウォールを確保すること。</p> <p>活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールが確保されることを実効的に担保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 接続の業務を通じて知り得た情報の目的外利用を防止するための措置(組織の分離や社員への研修等)を講じていることを確認。 • 電話の業務で取得した顧客情報に関しては、他事業者と競合する業務に関して不適切に流用しないこと、出力した情報を使用後に廃棄処理すること、ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること等について研修等により指導を実施していることを確認。 • 営業活動の子会社等に委託する場合には、NTT東西自らが営業活動を行う場合と同様にファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導していることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> • 営業面でのファイアーウォールが確保されているか、引き続き注視。
<p>5. 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)</p> <p>活用業務と独占的な既存業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離すること。</p> <p>会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。</p> <p>活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費(顧客獲得に要する費用を除く。)の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること。</p> <p>活用業務に係る営業活動等の子会社等に委託する場合にあっては、当該営業活動等に係る費用の配賦の考え方を明らかにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 収支について、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分離していることを確認。 • 利用者料金は、ネットワークコスト及び営業費(顧客獲得に要する費用を除く。)の合計額を上回るように設定しているとして確認。更に、主要なサービスについて、他の類似のサービスの利用者料金と比較してみても、競争阻害的な料金設定が直ちに疑われる状況にはないことを確認。 • 営業活動等に係る費用については、子会社等に委託する場合も含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づく配賦基準により、活用業務以外のサービスに係る営業費用と分計していることを確認 	<ul style="list-style-type: none"> • 不当な内部相互補助が行われていないか、引き続き注視。

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>6. 関連事業者の公平な取扱い</p> <p>NTT東西が特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことがないよう、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること。</p> <p>他の市場支配的な電気通信事業者との連携※によりサービスを提供する場合に、排他的な共同営業を行わない等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること。</p> <p>※ NTT東西とNTTドコモとの連携、NTT東西間での連携が該当</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一定の機能(県間区間の伝送機能を含む。)の提供条件を接続約款等に規定し、公表していることを確認。 • 他の支配的電気通信事業者と排他的に連携したサービスの提供が行われていないことを確認 	<ul style="list-style-type: none"> • 特定の事業者を有利又は不利に扱っていないか、他の市場支配的な電気通信事業者との競争阻害的な連携が行われていないか等、関連事業者の公平な取扱いがなされているか、活用業務に関する環境の変化を踏まえた上で、引き続き注視。